

令和7(2025)年度社外専門家を活用した女性活躍促進事業業務委託公募型プロポーザル  
質問と回答

令和7(2025)年2月28日

栃木県産業労働観光部労働政策課

No.	質問	回答
1	今回の事業は、委託事業名にあるとおり、女性活躍推進のための支援がメインであると考えてよろしいか。働き方改革とは、女性に限らない問題であることから、具体的にどのような認識か。	本事業は女性が働き続け、活躍できる職場環境づくりを目指すものであり、そうした職場環境づくりに際しては職場全体の働き方改革が不可欠であるという認識のもと、実施するものです。
2	「働き方改革推進員養成講座」の募集、実施に当たり、「働き方改革推進員」という言葉を用いなければならないか。	用語の使用を指定するものではありません。事業の効果の最大化を図れるような名称等があれば、ご提案ください。
3	伴奏支援をする会社は、働き方推進員養成講座に参加した企業から選出することでも問題ないか。	なるべく多くの企業を支援する観点から、「働き方改革推進員養成講座」に参加した企業以外から選出することを想定しています。